

学 生 の 皆 さ ん へ

本日、マスコミ等で報じられたとおり、本学学生が、大麻取締法違反（所持）の容疑で逮捕される事件が発生したことは、皆さんご存じのことと思います。

いまでもなく、大麻等の薬物は、その乱用により使用者の心身を破滅させる反社会的なものであり、その所持は法律によって禁止されています。

本学においても1年次から、薬物乱用防止の取り組みが行われている中で、このような事件が発生したことは、痛恨の極みです。

学生の皆さん、長崎大学に学ぶ者として、法令遵守の意識を一層高め、また、今回の事件に動搖することなく、修学に励んで下さい。

平成22年5月25日

理事（教学担当） 橋本健夫